

○ 電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府・法務省令第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>（磁気ディスクに準ずる物）</p> <p>第二条 法第二条第三項に規定する主務省令で定める物は、電子計算機及び電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）（磁気ディスクを除く。）とする。</p> <p>第二十三条 法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔号を削る。〕</p> <p>〔項を削る。〕</p> <p>（電磁的方法）</p> <p>第四十六条 法第八十八条第四号に規定する電子情報処理組織を使</p>	<p>（磁気ディスクに準ずる物）</p> <p>第二条 法第二条第三項に規定する主務省令で定める物は、光ディスクとする。</p> <p>第二十三条 法第五十二条第三項に規定する主務省令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものでなければならぬ。</p> <p>一 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九〇ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇六に適合する一二〇ミリメートル光ディスク</p> <p>2 前項の電磁的記録には、申請者の商号及び申請の年月日を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>（電磁的方法）</p> <p>第四十六条 「同上」</p>

<p>用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	